

会議案第 2 号

彦根市民体育センター廃止の是非について市民の意思を問う住民投票条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年(2017 年)12 月 21 日

提出者	獅 山 向 洋
賛成者	北 川 元 気
賛成者	辻 真理子
賛成者	奥 野 嘉 己
賛成者	山 内 善 男

彦根市民体育センター廃止の是非について市民の意思を問う住民投票条例

(目的)

第 1 条 この条例は、彦根市民体育センターの設置および管理に関する条例(昭和 55 年彦根市条例第 19 号)第 2 条に規定する彦根市民体育センターの廃止に関し、市民の意見を問うことを目的とする。

(住民投票の実施)

第 2 条 前条の目的を達成するため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を実施する。

(投票資格者)

第 3 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、日本国籍を有し、本市に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で、本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものにあつては、当該届出をした日)から引き続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

(住民投票の執行)

第 4 条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属す

る住民投票の管理および執行に関する事務を協議により選挙管理委員会に委任する。

(住民投票の期日)

第5条 市長は、この条例の施行の日から30日を経過して90日を超えない範囲内において、住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票の方法)

第6条 住民投票の投票は、秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、彦根市民体育センターの廃止に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載して投票しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

4 点字による投票の方法は、規則で定める。

(期日前投票および不在者投票)

第7条 投票人は、規則の定めるところにより、期日前投票または不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第8条 次のいずれかに該当する投票(点字による投票を除く。)は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄および反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄および反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 投票用紙に何も記載していないもの

(情報公開)

第9条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報を提供しなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

(住民投票運動)

第10条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により投票資格者

の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、または市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票および開票)

第 11 条 前各条に規定するもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票および開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)および公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)の規定の例による。

(投票結果の告示および報告)

第 12 条 彦根市選挙管理委員会は、開票を行い、投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長および議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 13 条 市長および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して 90 日を経過した日限り、その効力を失う。